

令和 8 年 8 月 2 1 日 宣告

令和 8 年（わ）第 1 6 4 号

主 文

被告人を拘禁刑 2 年 1 0 月に処する。

5 未決勾留日数中 3 0 日をその刑に算入する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、C 及び氏名不詳者らと共謀の上、金品強取の目的で、令和 8 年 2 月 7 日午前 0 時 1 9 分頃から同日午前 3 時 4 分頃までの間に、静岡県伊豆市内（所在地
10 は別紙記載 1 のとおり。）の A（氏名は別紙記載 2 のとおり。）方に、1 階玄関ドアの施錠を解いて侵入し、その頃、同人方 2 階居室において、A（当時 9 4 歳、女性）に対し、就寝中の同人の口を手で塞いで「金はどこだ」などと申し向けて脅迫して、その反抗を抑圧し、A 及び B（氏名は別紙記載 3 のとおり。）所有又は管理の現金約 2 0 万円等在中の金庫 1 基（時価約 3 0 0 0 円相当）を強取した。

15 （事実認定の補足説明）

公訴事実、被告人が、C、D 及び氏名不詳者らと共謀の上、判示の住居侵入・強盗に及んだというものであり、検察官は、冒頭陳述において、本件犯行後、C が D に被害品を受け渡したと述べている。しかし、本件犯行後に被害品を受け取った人物が D であることを認定できる証拠はなく、被告人と D の共謀は立証されていない（なお、検察官は、被告人と D の共謀は立証しない旨釈明した。）。したがって、被告人と D との共謀は認定できない。

（量刑の理由）

本件は、強盗目的で複数名が面識のない他人方に侵入し、居住者 1 名を脅迫してその反抗を抑圧し、現金約 2 0 万円等在中の金庫を強取したという住居侵入・強盗
25 の事案である。本件犯行は、犯行グループが、被害者方は高齢女性等が居住していて多額の現金在中の金庫があるといった情報を事前に収集した上で、複数名が深夜

に自動車で被害者方を訪れ、そのうち3名が施錠を解いて侵入して被害品を強取し、回収役と合流して被害品を引き渡したというものであり、多数の者が役割分担して敢行した組織性、計画性の高い犯行である。脅迫の態様は、被害者1名の口を塞いで「金はどこだ」などと申し向けたというもので、それ自体強度のものとはいえないが、高齢の被害者の反抗を抑圧するには十分な強度のものといえる。本件犯行により脅迫を受けた被害者に与えた恐怖等は多大なものであったと認められ、財産的被害も少なくなく、被害者両名は厳罰を希望している。被告人は、自動車を運転して実行役3名を犯行現場付近に送って待機し、犯行終了後は被害品の回収役への引き渡し場所に連れて行くなど、この種の犯行において不可欠で重要といえる運転役の役割を果たしている。被告人は、指示に従って行動した従属的な立場であった上、知人（E）から運転役に勧誘されたのは本件犯行の数時間前であり、当初から侵入強盗であるとの説明を受けていたとも認められないが、被告人は、少なくとも実行役と合流する前に、前記知人からたたき（侵入強盗）の運転役であるとの説明を受けたのに（甲15、乙4、被告人公判供述）、高額報酬が得られるような侵入強盗であることを意に解さずに本件犯行への関与を決めたのであるから、安易で身勝手というほかなく、経緯及び動機に酌量の余地はない。以上によると、被告人が本件により報酬を受け取ったとは認定できないことを考慮しても、被告人の刑事責任は相応に重い。

そうすると、被告人について、前科前歴が見当たらないこと、本件犯行を認めて反省の態度を示していること、現在22歳と若く、母が公判廷において自宅で被告人及びその家族と同居した上で被告人を監督していく意向を示し、書面にて妻が監督の意向を、土木業を営んでいる知人が雇用及び監督の意向をそれぞれ示し、被告人もこれらに服していく旨述べていること、被害弁償の申入れをしていること等の酌むべき一般情状が存在することを考慮しても、本件は刑の執行を猶予するのが相当な事案であるとはいえない。犯情及び一般情状において酌むべき事情は刑期において考慮することとし、酌量減輕をした上で、被告人を主文掲記の刑に処するのが

相当である。

(求刑：拘禁刑 5 年 6 月、弁護人の科刑意見：執行猶予を付した拘禁刑)

令和 8 年 8 月 2 1 日

静岡地方裁判所沼津支部刑事部

5

裁判官 奥 山 雅 哉